

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	辰野交通安全協会	上伊那郡辰野町大字伊那富2851 伊那警察署 辰野町警部交番内	上伊那郡辰野町大字伊那富2851 伊那警察署 辰野町警部交番内
旧		上伊那郡辰野町大字伊那富2851 辰野警察署内	上伊那郡辰野町大字伊那富2851 辰野警察署内

会計課

会計課

長野県告示第601号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成22年9月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成22年9月30日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
須坂東高等学校PTA	須坂市日滝4-4	須坂市日滝4-4 須坂東高等学校PTA事務局

会計課

長野県告示第600号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成22年9月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成22年9月30日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
須坂商業高等学校PTA	須坂市大字須坂字六角堂1150	須坂市大字須坂字六角堂1150 須坂商業高等学校PTA事務局

選告示第88号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成22年9月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる介護老人保健施設中
 「医療法人緑風会 老人保健施設 ハーモニック東部」 東御市祢津346-1」を
 「介護療養型老人保健施設 いづみの
 医療法人緑風会 老人保健施設 ハーモニック東部」 上田市小泉72番地1
 東御市祢津346-1」に改める。

選挙管理委員会

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人P・Kパラダイス

- 3 代表者の氏名
横山励子
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市大字小山1267番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子育て中の家族、年齢や未婚・既婚にとらわれない全ての女性、そしてそれらを支援する地域住民や関係機関そして社会に対して、その活動を助けることを目的とした質の高い情報を提供するとともに、子育て支援・女性自立支援に役立つ活動を広く行う。これによって、子育て中に抱きがちな不安を解消し、孤独な子育てから家族および社会全体の子育ての実現を図り、未来を担う子どもたちの健全で健やかな人格形成に寄与するとともに、意欲にあふれ生きがいを持った男女共同参画社会づ

くりを促進し、暮らしの充実とまちの活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月30日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成22年9月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人安曇野まちづくり役場

3 代表者の氏名

藤原正三

4 主たる事務所の所在地

安曇野市豊科4464番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもからお年寄までを対象に、困ったときはお互いに助け合い、地域社会を豊かで住みよくするため、地域住民に対して、相談員が、日常生活に関する相談に応じ、および役務の提供その他の方法による直接的支援に関する事業を行い、また、自主的な住民のまちづくり活動に対する支援方途の開発・提案及びその活動への支援事業を通じ、住民相互や各団体のネットワーク化を進め、住民のまちづくり活動の自立と住民協働のまちづくりの普及、住民と行政の協働によるパートナーシップ型まちづくりの普及及び実践型の事業をおこなうことをもって地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月30日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成22年9月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOパソコン教室

3 代表者の氏名

須田 隆

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡池田町大字池田4238番地

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の主として中信地域の住民に対して、I

T技術利用に関する事業を行い、情報化時代における地域住民のIT技術活用の促進と普及に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月30日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成22年9月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飯田ボランティア協会

3 代表者の氏名

大藏正明

4 主たる事務所の所在地

飯田市松尾代田1709番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、主に飯田・下伊那地域に住む市民や住民、企業に対して、地域力を生かした地域福祉の実現を目指し、一人一人が必要とされ、支えあうための福祉講座、ボランティア育成、ボランティア活性へのしくみ作りを広報や研究集会などの地域福祉事業を通じて誰もが安心して住めるまちづくりと社会の利益に貢献していくことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年9月30日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノジマ松本店・ツルヤ平田店

松本市平田東2-21-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ノジマ

神奈川県相模原市中央区横山1-1-1

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ノジマ	野 島 廣 司	神奈川県相模原市中央区横山1-1-1
株式会社ツルヤ	掛 川 健 三	小諸市御幸町2-1-20

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ハードオフコーポレーション	山 本 善 政	新潟県新発田市新栄町3-1-13
株式会社ツルヤ	掛 川 健 三	小諸市御幸町2-1-20

4 変更した年月日

平成21年11月27日

5 届出年月日

平成22年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年9月30日から平成23年1月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、軽井沢国際親善文化観光都市建設法に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成22年9月30日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成22年10月24日（日）午後1時30分から

(2) 場所 軽井沢町役場2階 第3・4会議室（軽井沢町大字長倉2381番地1）

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

3・5・10号 軽井沢草津線

既決定の起点の位置を変更し、区域を変更するとともに駅広の区域を変更します。

(2) 変更案の閲覧

平成22年10月1日（金）から平成22年10月15日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

平成22年10月1日（金）から平成22年10月14日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所整備課又は軽井沢町建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

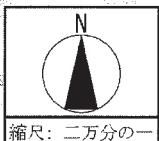
5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙)

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画道路の変更(素案)

3・5・10号 軽井沢草津線



縮尺: 二万分の一

3・5・10号
(軽井沢草津線)(4,640m)
延長: 約4,660m
幅員: 16m
2車線